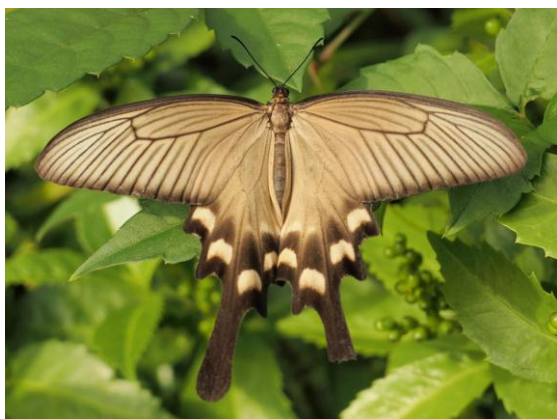


望ましい環境の保全と創造をめざして

# 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

環境審議会答申への対応と  
次年度の施策展開（平成30年度版）

平成29年度に実施した取り組みの評価と平成31年度の施策展開



平成31年3月

茅ヶ崎市

## はじめに

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」は世界的な情勢や国の動向、本市の環境施策に関する動きの変化に対応するため、自然環境や生物多様性の保全、資源循環型社会や低炭素社会の構築を軸とした計画として平成23年3月に策定されました。計画の進行管理の仕組みとして、市では、前年度に実施した重点施策の取り組み状況を「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からの御意見をお伺いしたうえで、環境審議会への諮問を行い、答申として御意見をいただいております。本書は環境審議会の答申を踏まえて市が検討した31年度の環境施策の取り組み内容をお示しするものです。

よりよい環境を将来世代に引き継ぐには、多様な主体が協力して取り組むことが不可欠です。今後も皆様の御意見を伺いながら、環境施策の着実な推進に努めてまいります。また、現計画は32年度までを計画期間としており、31年度からは新たな計画の策定に向けた本格的な検討がスタートします。新計画の策定にあたりましては市民参加を進め、各主体の合意に基づく計画づくりを進めてまいりますので、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年3月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

表紙：「ジャコウアゲハ・マツムシ・カヤネズミ」

ジャコウアゲハ、マツムシ、カヤネズミは「コア地域(※)」の一つである平太夫新田で見られる代表的な生きものです。

これらの生きものは、茅ヶ崎らしい自然に生息・生育する代表的な種(指標種)として選定しております。

(※)コア地域：「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げたしみずやと清水谷、へいだゆうしんでん平太夫新田、あかぼねじゅうさんず赤羽根十三区、ながやと長谷、なめがや行谷、やなぎやと柳谷、やなぎしま柳島の7地域のこと。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法(昭和54年法律第43号)の規定による政令の改正が行われていないため、本書における元号の表記は「平成」を用いることとします。

# 目次

I. 平成 29 年度における目標の達成状況及び重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 31 年度の施策展開	3
1 体系図	4
2 目標と実績(総括表)	6
3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)	8
4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理について	10
凡例	12
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	13
1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	29
2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	
2.2 生物多様性の保全方針の策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	34
3.1 4R の推進	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	43
4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	51
5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	
5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	
5.3 学校における環境教育の充実	
II. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)に対する答申	61
III. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)に対する 市民意見及び市の考え方	81
(参考) 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧	103



# I . 平成 29 年度における目標の達成状況及び 重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 31 年度の施策展開

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、1年間の取り組みを振り返り、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出を行い、次年度以降に取り組むべき事項を検討することとしています。

本章では、平成30年6月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」にて報告した29年度の取り組み状況に対する茅ヶ崎市環境審議会からの評価を踏まえて、市が検討した31年度の施策展開の内容をお示ししています。

# 1 体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域(※)の保管理体制、財政担保システムの確立	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コア地域の適切な保管理体制を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。</li> <li>2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保管理計画を作成します。</li> </ol>
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。</li> <li>4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。</li> </ol>
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。</li> <li>6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。</li> </ol>
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。</li> <li>8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。</li> </ol>
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。</li> <li>10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。</li> </ol>
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。</li> <li>12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。</li> <li>13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。</li> </ol>
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>14 市域のCO<sub>2</sub>排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO<sub>2</sub>(平成2年度(1990年度)の約80%)にします。</li> <li>15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。</li> </ol>
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	<ol style="list-style-type: none"> <li>16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。</li> </ol>
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	<ol style="list-style-type: none"> <li>17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。</li> </ol>
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。</li> </ol>
	5.3 学校における環境教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。</li> </ol>

(※)コア地域:「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、  
ながやと なめがや やなぎやと やなぎしま  
 長谷、行谷、柳谷、柳島の7地域のこと。

重点施策	重点施策の推進を支え、補完する施策
1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成・実施 2 財政担保システムの確立 3～12 各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 14 農業支援による農地の保全・再生 15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
16 自然環境の保全に向けた条例の制定 17 保全すべき地域の指定 18 自然環境庁内会議の設置	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
21 リフューズ(要らないものを買わない・断る) 22 リデュース(ごみの排出を抑制する) 23 リユース(繰り返し使う) 24 リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
25 地産地消の推進 26 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
27 情報発信・啓発活動の推進 28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
30 乗合交通の利便性向上 31 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
32 庁内の環境意識の向上 33 庁内における人材育成	5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進
34 意識啓発・人材育成 35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
36 地域と連携した環境教育 37 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

本計画では平成 32 年度を目標年度として、23 年度より各種施策を実施しています。目標と重点施策については、達成状況の確認や社会状況・情勢の変化を踏まえた妥当性等の検証を行い、必要に応じて計画期間中においても変更を行います。これまでの目標・重点施策の見直し内容一覧については、本書 103 ページの「(参考)茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」を御参照ください。

## 2 目標と実績(総括表)

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	平成27～29年度 実施	景観みどり課
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	一部達成	景観みどり課
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(※)。 ※ 緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5%	26.3% (平成27年度)	景観みどり課
		4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。(※) ※ 平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha	349ha (平成28年度)	農業水産課
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	平成29年4月 施行	景観みどり課
		6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	特別緑地保全地区 2地区 指定済み	景観みどり課
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	未策定	景観みどり課
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	未作成	
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。	574g	642g (平成29年度)	資源循環課
		10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	34.7%	22.0% (平成29年度)	資源循環課
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗	43店舗 (平成29年度)	農業水産課
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。	15品目 以上	15品目 (平成29年度)	学務課
		13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	—	—	農業水産課



テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ4 低炭素社会 の構築	4.1 「茅ヶ崎市 地球温暖化 対策実行計 画」の推進	14 市域のCO <sub>2</sub> 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO <sub>2</sub> (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。	約1,492千tCO <sub>2</sub>	※約1,859千tCO <sub>2</sub> (平成28年度 暫定値)	環境政策課
		15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。	—	—	環境政策課
	4.2 交通行政に おける温室 効果ガスの 排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。	455.5回	446.2回 (平成28年度)	都市政策課
テーマ5 計画を確実に 進めていく ための人 づくり	5.1 本計画推進 のための庁 内における 環境意識の 向上と人材 育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。	—	—	環境政策課/ 景観みどり課
	5.2 市民・事業 者の環境意 識啓発・人 材育成、活 動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課
	5.3 学校におけ る環境教育 の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課

※「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成30年度版)」(平成30年6月発行)においては、目標14の実績値を「約1,584千tCO<sub>2</sub>(平成27年度暫定値)」としていましたが、平成28年度暫定値が算出されたため更新しています。

### 3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)

評価基準:A=極めて順調に進んでいる B=概ね順調に進んでいる  
C=ある程度進んでいる D=あまり進んでいない  
E=今後、積極的な取り組みが必要

(\*) 施策実施担当課については、実際に施策の推進状況を確認する中で取り組みを実施している課を掲載しており、「環境基本計画(2011年版)」に掲載している担当課とは異なる場合があります。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	市による 評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ	
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p14	
		2 財政担保システムの確立	景観みどり課	C	C	p16	
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課	C	C	p17	
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】	下水道河川建設課 教育政策課 青少年課				
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	広域事業政策課 環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p19	
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】					
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	B	B	p20	
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	C	C	p21	
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	広域事業政策課 農業水産課 環境政策課 景観みどり課 下水道河川建設課	C	D	p22	
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 衛生課 景観みどり課	C	C	p23	
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】					
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p24	
		1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	C	C	p26
			14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課	B	C	p27
			15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮				

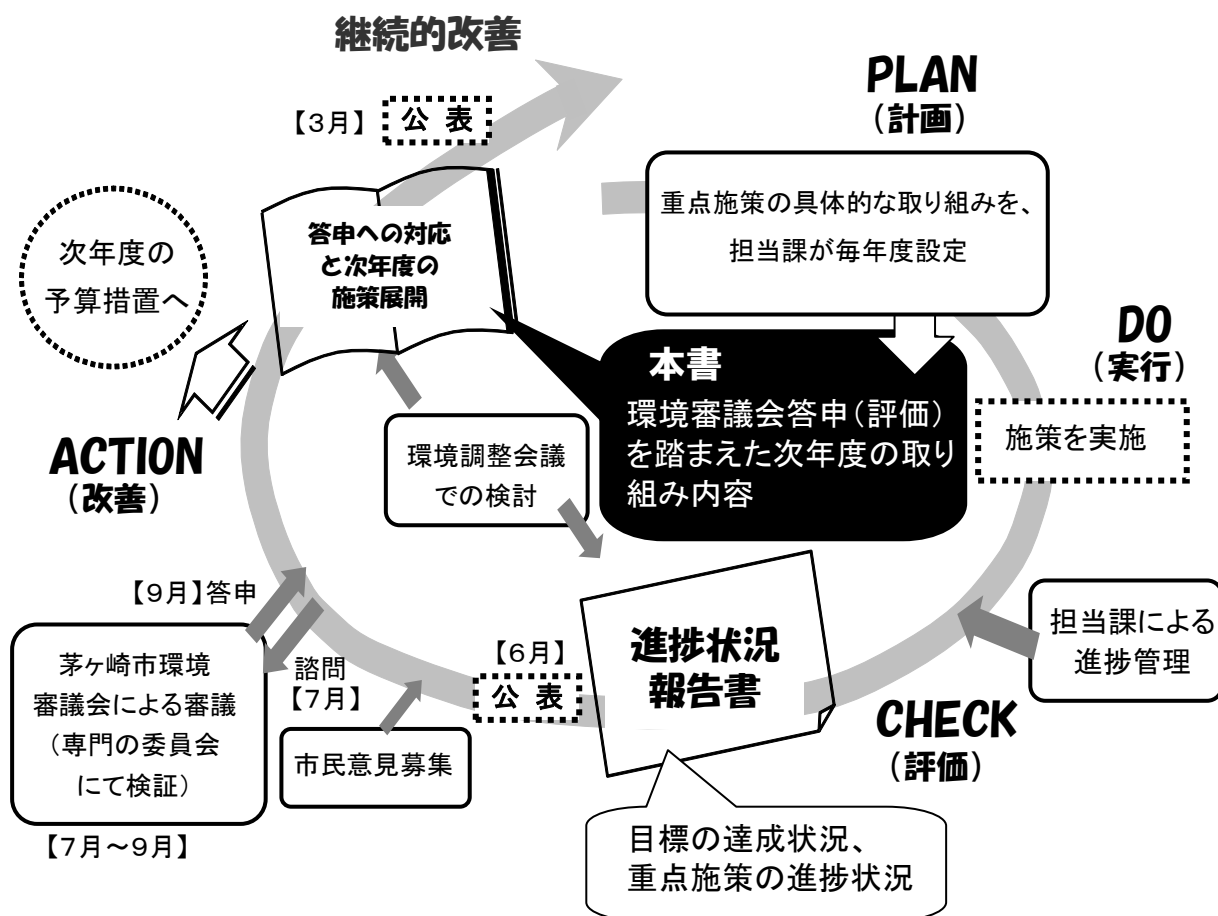
テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は担当課)	市による 評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	B	B	p30
		17 保全すべき地域の指定				
		18 自然環境庁内会議の効果的な運用	景観みどり課	B	B	p31
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	C	C	p33
		20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成				
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	p35
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課 農業水産課	B	C	p36
		23 リユース(繰り返し使う)	市民相談課 環境政策課 資源循環課 環境事業センター	C	C	p37
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課 環境政策課 資源循環課	B	C	p38
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	農業水産課 保育課 学務課	B	B	p40
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	p42
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	p44
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	B	p46
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター	A	A	p47
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	p49
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	B	B	p50
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	B	p52
		33 庁内における人材育成				
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 景観みどり課 社会教育課	B	B	p55
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	C	C	p56
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課 学校教育指導課	B	B	p59
		37 学校における取り組みの支援				

#### 4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理について

茅ヶ崎市環境基本条例では、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市長が環境に関する施策等について報告書を作成し、公表することを定めています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」では、計画全体の迅速な進捗を図るため、早い段階で取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れた軌道修正や次年度の予算措置に反映できるようなPDCAサイクルを構築することとしており、現在、2冊の報告書を用いた進行管理を実施しています。

市は、前年度の取り組み状況を、毎年6月発行の「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からの御意見をいただいた後、茅ヶ崎市環境審議会に諮問し評価をいただいています。さらに、皆様からの評価を踏まえて検討した次年度の施策展開を、毎年3月発行の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」(本書)で公表することで、「評価して見直す」という進行管理の仕組みを実現しています。



▲ 環境基本計画 年間の進行管理図

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、5つのテーマごとに施策の柱を設け、特に力を入れる施策(重点施策)を挙げています。また、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、施策の柱ごとに目標を設定しています。

14 ページからは、平成 29 年度の重点施策の進捗状況についての環境審議会評価と、その評価に対する市の対応及び 31 年度の施策展開を掲載しています。

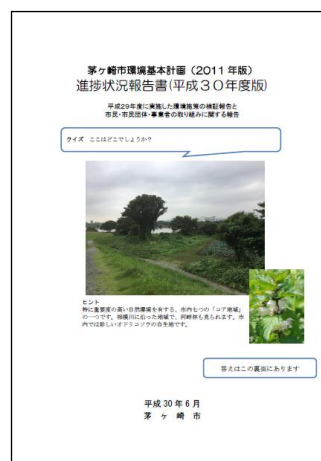
各施策のページに掲載されている「環境審議会評価」は、30 年 9 月に茅ヶ崎市環境審議会から提出された答申から抜粋したものです。

なお、「平成 29 年度の取り組み概要と担当課評価」については、30 年 6 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)」に掲載しています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(23 年 3 月策定)及び「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 30 年度版)」(30 年 6 月発行)は、市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご参照ください。



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」  
(23 年 3 月策定)



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)  
進捗状況報告書(平成 30 年度版)」  
(30 年 6 月発行)

